



神奈川県相模原市

国保減免 76%減免の例も

医療を受ける権利の保障を

自営業者の所得は不安定で、収入が減少した年には、前年の所得に基づいて算出される国民健康保険税(料)の支払いが困難になることが

あります。支払いが滞れば、正規の保険証を取り上げられ、短期保険証(有効期間6カ月)や資格証明書(窓口で医療費を10割負担)を発行され、財産の差し押さえの可能性もあります。国保は『社会保障』の根幹をな

す公的医療保険であり、民間保険とは異なります。

国保は減免ができる

1990年代、バブル崩壊や消費税導入で、自営業者を取り巻く環境は厳しくなりました。97年、相模原民商婦人が実施したアンケートで、国保税が家計を圧迫し、営業や生活に不安を抱える実態が明らかになりました。国保税の減免は個別に申請していましたが、市側の厳しい対応で、

相模原市減免制度の特徴

相模原市の国保減免制度は、見込所得が基準生活費の140%以下であり、かつ、事業不振や失業などにより所得が30%以上(前年度所得200万円以下の場合には20%以上)減少すると見込まれる場合に適用されます。また、年度末の申請であっても期首までさかのぼって適用され、納付済みの部分も減免となります。

2023年度は会内での減免申請件数が1件でした。20年~22年度は新型コロナの減免制度が活用されたため掲載していません。

1998年度減免結果

Table with 5 columns: 減免前, 減免額, 減免後納付額, 減免割合. Rows A through I and a total row.

2023年度減免結果

Table with 5 columns: 減免前, 減免額, 減免後納付額, 減免割合. Rows A and a total row.

減免を受けられない状況が続いています。アンケート結果を受け、国保減免申請書作成学習会を経た98年6月、相模原市の国保課を招いて対市交渉が行われ、業者婦人30人が実態を訴え、相模原で初めて「集団減免申請」を受けさせ、この年度は13世帯が減免を受けました。23年度は76%減免も(別表)。毎年、「払えなければ減免を」と呼びかけ、国保課を民商事務所に招いて交渉し、集団減免申請活動に取り組んでいます。

減免は申請主義で、申請しなければ減免を受けることはできません。苦しい状況の際には、要件に該当しなくても申請書を提出し、払いたくても払えない実態を訴えることが重要です。

高すぎる国保

市町村国保の被保険者は、主に年金受給者、非正規労働者、自営業者が中心であり、国民皆保険制度の最後の砦と位置付けられています。しかし、加入者の4割以上が65歳以上で医療費水準も高く、さらには所得の低い層が多いという構造的な問題を抱え

ています。加えて均等割や平等割が課せられ、扶養親族が増えるほど保険税(料)が高額になり、負担に苦しんでいます。収入や家族構成が同じでも、加入する医療保険が異なるだけで負担額が2倍になることもあり、不公平な医療保険制度となっています。

根本的な問題は国庫負担の少なさ

国保をはじめ、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金などの負担は年々重くなっています。社会保障料の負担が原因で貧困に陥ることは、社会保障システムとして本末転倒です。「国庫負担の少なさが問題」ではありませんが、自治体が責務を放棄し、その負担を被保険者にしわ寄せするのは容認できません。「ステルス増税」という言葉が広まっているように、社会保険「料」という名の下に隠された増税が、進んでいます。年金事務所による事業所への過酷な取り立ても社会問題化しており、社会保険全体の徴収方法や使途について、根本から見直す運動が求められています。

相模原民主商工会事務局 川邊 朗さん